

建設工事及び測量・調査・設計等業務の受注者 様

県土整備部長  
(公印省略)

「7都府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆様へのお願い」及び  
「7都府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆様へのお願い（第2弾）」の工事現場等における周知徹底及び実行について

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき緊急事態宣言が発出されたことを受け、同法第24条第9項に基づき令和2年4月8日に知事から県民の皆様や事業者の皆様へに別紙1のとおりお願いしたところですが、政府の基本的対処方針が変更されたことに伴い、4月12日に第2弾として別紙2のとおり改めてお願いしています。

つきましては、建設工事の現場では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、他の作業員と一定の距離を保つことや事務所等の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策を徹底するとともに、令和2年4月8日及4月12日のお願いの趣旨をご理解の上行動いただきますよう貴事業所内において下請け業者も含め周知徹底及び実行をお願いします。

なお、県からの要請内容の詳細については下記ホームページでもご覧いただけます。情報は随時更新されますので、最新の情報のご確認を併せてお願いいたします。

## 記

○和歌山県ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関連する情報について）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/covid19.html>

○（4月8日付け発出分）7都府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆様へのお願いについて（別紙1）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00203871.html>

○（4月12日付け発出分）7都府県に緊急事態宣言が発出されたことに伴う県民の皆様へのお願いについて（第2弾）（別紙2）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00203907.html>